

## No.20 傍聴者への配慮について

### 【提案趣旨】

傍聴者が議場配付資料を見る能够ないように新たにモニターを設置してはどうか。

### 【現状】

#### 議場配付資料について

議場配付資料は、議員はタブレットで閲覧できるが、傍聴者は閲覧できない。また、傍聴者が何名来場するか分からぬいため、印刷が必要な紙資料は配付していない。

なお、議場には傍聴席用の大型モニターを設置しているが、それは聴覚障害のある傍聴者の方に、本会議における発言内容等について字幕表示をしているため、他の資料は表示できない。

### 【参考】

#### 第2回議会改革協議会（令和7年12月10日開催）からの要請

本提案事項は令和7年12月10日に開催された第2回議会改革協議会で新たな協議事項として決定された。

しかし、その内容が議会運営に関するものであるため、議会改革協議会から本委員会で協議するよう依頼を受けたもの。